

2021年4月1日

学 生 各 位

学 長

暴風・地震・その他自然災害時及び公共交通機関運休時における授業の取扱いについて

暴風時・災害時等における授業措置について、次のとおりとしますので、ご承知おきください。

1. 暴風時の授業措置

- (1) 暴風警報が、気象庁の定める天気予報区による岐阜県美濃地方のうち「岐阜・西濃」及び「中濃」並びに愛知県西部のうち「尾張西部」及び「尾張東部」のいずれかに発令され、午前7時まで解除されない場合は、終日休講とする。なお、授業開始後に暴風警報が発令された場合は、その状況により休講とすることがある。
- (2) 暴風警報の対象が前号に定める地域以外の場合は、平常どおり授業を行うが、暴風警報発令地域に居住する者でやむを得ず欠席した者は、すみやかに欠席届を提出するものとする。
- (3) 前2号の取扱いは、試験期間中についても同様とする。

2. 地震・その他自然災害時の授業措置

地震・その他自然災害の場合において、授業を実施することが困難であると予想される場合は、その取扱いについて、別途指示する。

3. 公共交通機関運休時の授業措置

- (1) JR 東海道本線(名古屋～大垣)の運行が自然災害又はストライキにより全線停止され、午前7時まで解除されない場合は第1・2時限を休講とし、午前10時を経過してもなお解除されない場合は終日休講とする。
- (2) 上記以外の公共交通機関が同時に運行を停止した場合は、平常どおり授業を行うが、当該公共交通機関を利用する者でやむを得ず欠席した者は、すみやかに欠席届を提出するものとする。なお、当該公共交通機関から証明書等の発行を受け、これを併せて提出することとする。
- (3) 前2号の取扱いは、試験期間中についても同様とする。

本件について、不明な点等がある場合は、以下へお尋ねください。

法学部 学事二課 (電話) 058-329-1079

経営学部 学事二課 (電話) 058-329-1077

保健医療学部(健康スポーツ科学科) 学事二課 (電話) 058-329-1176 又は 1178

保健医療学部(看護学科) 学事一課 (電話) 058-329-1192

歯学部 歯学部事務課 (電話) 058-329-1075

以上